

法起寺の発願と造営

大橋 一章

はじめに

奈良斑鳩の法起寺は同じ斑鳩にある法隆寺とくらべると、訪れる参拝客も少なく、ひっそりと佇んでいる。創建当初の建物はわずかに三重塔だけで、本尊もすでに伝わらない。かつての斑鳩の地には二キロ四方の中に法隆寺・中宮寺・法輪寺の四つの寺が建っていたが、斑鳩の仏教寺院の盟主たる法隆寺の仏塔だけが五重塔で、他はすべて三重塔であった。

これらの三重塔の中では法起寺の塔のみ創建時の雄姿を伝えていて、中宮寺の塔は近世以前にすでなく、法輪寺塔も昭和十九年七月に焼失し、今あるものは昭和五十年に再興されたものである。木造建築であるわが国の仏教寺院では創建当初の堂塔が今に伝わることは至難のことで、法起寺の三重塔は世界最古の木造建築である法隆寺建築とともに貴重な文化遺産といえよう。

ところが飛鳥時代創建と伝えられるわが国初期仏教寺院の造営経

緯となるとほとんどわからないといっても過言ではない。かつてはこの斑鳩の地に建てられた法起寺・法輪寺・再建法隆寺の造営事業にかかわった工人、つまり造寺工たちは、当時最新の技法技術であった唐建築を習得していた勅願寺や官寺造営組織のエリート造寺工たちとは異なり、前代つまり飛鳥時代の名残の強い、さらにいえば斑鳩地域と限定されたローカル色の強い建築をつくっていたことを論じた^①。また平成元年には小著『斑鳩の寺』（『日本の古寺美術』15・保育社）を刊行し、その中で法起寺の造立についても私見を述べたが、概説書のため十分に論じ尽せなかった。そこで、この小論ではあらためて法起寺の創立について、聖徳太子の寺院建立説話や法起寺塔露盤銘文を通してこの寺の創立事情や造営過程について述べ、また当初の本尊弥勒像についても言及したい。なお、前著の内容と若干異なることもあるが、私の見解は本小論ということにしたい。

寺建立説は『法王帝説』のそれとほぼ一致する。

このことから、『法王帝説』の七寺建立説に他の要素が加わって『法隆寺資財帳』の七寺建立説が成立したか、それとも両者の共通の史料により派生したかのいずれかということになるが、家永三郎氏は七寺建立説が天平十九年（七四七）の『法隆寺資財帳』に書かれていることから、七寺建立説の原形は奈良時代の初期には成立していたのではないかと推測している。⁽²⁾つまり、この七寺建立説話の原形には七寺がいつ建立されたかに関する記述はなかったのである。

したがって、法起寺は太子建立寺院であっても、建立年代は不明ということになる。しかしながら、池後尼寺をふくめて七寺建立説話に登場する寺院は、奈良時代のはじめには聖徳太子が建立した寺院、換言すると太子の時代である飛鳥時代に建てられた寺院という認識が、七寺建立説話の作者たちにはあつたことになろう。

つぎに平安時代のはじめ、弘仁十四年（八二三）前後の成立という『日本霊異記』中巻の第十七話には、

大倭國平群郡鵜村岡本尼寺、観音銅像有二十二體

昔小墾田宮御宇天皇世、上宮皇太子所
住宮也。太子發誓願以宮成尼寺者也。聖武天皇世、彼銅像六體 盗人所

レ取、尋求无得（下略）

とある。ここに岡本尼寺とあるのが法起寺のことで、この寺はここでも尼寺と記され、平群郡鵜村にあつたことがわかる。割注によると、岡本尼寺は昔小墾田宮御宇天皇、つまり推古天皇の世に、上宮皇太子が住まっていた宮を、太子が誓願を發して尼寺にしたものと

一、

法起寺の創立を伝えるもつとも古い文献史料としては、天平十九年（七四七）の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』（以下、『法隆寺資財帳』）がある。その冒頭部分に用明天皇ならびに御世御世の天皇のために、丁卯の年（推古十五年・六〇七）に推古天皇と聖徳太子が「法隆寺問寺、并四天王寺、中宮尼寺、橘尼寺、蜂岳寺、池後尼寺、葛城尼寺」を造立したことが書かれている。ここに池後尼寺とあるのが法起寺のことである。この寺号については後述するが、『法隆寺資財帳』によると池後尼寺つまり法起寺は法隆寺以下の七寺とともに、推古十五年に同時に完成したかのごとくである。

これがいわゆる聖徳太子の七寺建立説話と呼ばれるものだが、七寺建立説話は『上宮聖徳法王帝説』（以下、『法王帝説』）にも書かれている。そこには聖徳太子が七寺、すなわち「四天王寺・法隆寺・中宮寺・橘寺・蜂岳寺・池後寺・葛城寺」を建てたことのみ記している。建立時期については何も記していない。先の『法隆寺資財帳』の一文は、七寺建立説話と法隆寺金堂の薬師如来像の光背銘文、すなわち用明天皇の病氣平癒のために推古天皇と聖徳太子とが薬師像と法隆寺を推古十五年（六〇七）に完成させたという内容とが不用意に結合した結果、七寺すべてが推古十五年の建立のように記されたのである。薬師銘によつた部分をのぞくと、『法隆寺資財帳』の七

いう。この太子の宮が岡本宮で、それ故に岡本尼寺と称されたのであるが、『日本靈異記』の注はこの寺の呼称については何の説明もしない。

『日本靈異記』も法起寺の創立を先の太子の七寺建立説話と同じく、聖徳太子と関連づけているが、太子の宮殿を寺にしたとや具体性を帯びている。作者の景戒は奈良朝後半から平安初期にかけて活動した、奈良薬師寺の僧侶であった。換言すると法起寺とは関係のない薬師寺の僧侶が、法起寺について知り得たことを書き留めたものが『日本靈異記』の載せる法起寺の創立の由来なのである。してみれば、この法起寺創立の由来は奈良朝の後半から平安のはじめごろ、世間に流布していたものと思われる。それにしても法起寺の創立を伝えるものとしては、七寺建立説話も『日本靈異記』もあまりに断片的で短かい。

ところで、はじめにも記したようにここでこの寺の寺号について検討しておきたい。

天平十九年の『法隆寺資財帳』の七寺建立説話ではこの寺を池後尼寺、また『法王帝説』にも池後寺と書かれていたが、宝龜二年(七七一)の『七代記』では七寺建立説話から一寺増えて八寺建立説話となり、その上八寺すべてが法号に統一され、それぞれに俗称が付されている。

上宮太子造立寺合八所、四天王寺時俗為荒陵寺、法隆寺時人名為鶺鴒寺、法興寺時俗呼為鶺鴒寺、法起寺時人喚為池後

寺、菩提寺時人喚為橘尼寺、定林寺世人名為立部寺、妙安寺世人名為葛木尼寺、広隆寺時俗号为蜂岡寺。

ここに「法起寺、時の人喚びて池後寺とす」とある。池後寺の法号が法起寺であることを示す文献は、この『七代記』がもつとも古く、これにより法起寺と池後寺が同一の寺であることが確認できるのである。また平安初期の成立という『上宮聖徳太子伝補闕記』の七寺建立説話では池後寺と記されていて、『法隆寺資財帳』や『法王帝説』と同じ系統の寺号となっている。さらに『聖徳太子伝暦』の十一寺建立説話では「池後寺又名法起寺」、同じく四節文の七寺建立説話では法起(寺)とあって、ここでは『七代記』の法起寺池後寺同寺説をうけついでいるようである。

さて、先述の弘仁十四年の『日本靈異記』に見える岡本寺の寺号は奈良朝の半ばまでは遡ることができる。正倉院文書の天平勝宝二年(七五〇)から天平宝字五年(七六一)に至る写経関係の文書には岡本寺(3)のほかにも、岡本禪院(4)、岡本院の名が見えるが、おそらく岡本寺という寺号のバリエーションと思われる。また『新抄格勅符抄』には宝龜二年岡本寺に封戸百戸の施入があったことを記している(6)。こうしてみると、奈良時代の後半には岡本寺という名の寺が活発な寺院活動をおこなない、封戸百戸を施入されるほどの寺格であったことが想像できよう。『日本靈異記』によると、岡本寺は大和国平原郡鶺鴒村にあった尼寺というが、平安時代の後半から鎌倉時代の前半に至るおよそ二百年間、岡本寺の寺号は『法隆寺別当次第』(以下

『別当次第』にたびたび登場する。それはその当時岡本寺が法隆寺別当の支配下にあったからで、その衰退が偲ばれるが、この岡本寺が池後寺さらには法起寺と同一寺院であるかどうかは、文献上確認できない。

この三つの寺号が同一寺院のものだということも明記したのは、鎌倉時代の法隆寺の僧顕真である。『聖徳太子伝私記』上巻には永保元年（一〇八一）に官使がこの寺の塔の露盤銘文を書き取ったことを、「永保元年^{巳辛}二月七日^丑岡本寺^二官司下塔露盤銘文書取京上云、」と、岡本寺と記すが、別のところでその露盤銘文を引用するときは「法起寺塔露盤銘文」と、法起寺と明記する。顕真は岡本寺と法起寺が同じ寺の寺号であると承知していたようだが、同下巻の太子建立四十六箇寺院の中では「法起寺^{同上亦云池後寺亦名聖本寺}」と、法起寺には池後寺や岡本寺の寺号があったことを明言している。つまり文献上では、顕真の『聖徳太子伝私記』ではじめて法起寺・池後寺・岡本寺の三つの寺号が結びつくのである。

それでは三つの寺号がどのように使用されていたのかあらためて検討すると、まず池後寺の寺号は天平十九年以前の奈良時代のはじめには聖徳太子の七寺建立説話の中で書かれていた。また法起寺は七寺建立説話が奈良時代の終りの宝亀二年の『七代記』で一寺増えて八寺建立説話に変容し、その八寺それぞれが法号と俗号で表記されるが、ここで池後寺の法号として登場するのである。してみると、池後寺と法起寺の寺号は太子の七寺建立説話の中で使用されていた

名称ということになるが、両者は平安時代になっても太子建立寺院の中で使われている。法起寺の寺号は後に池後寺の法号として造作された可能性もあるが、池後寺の名称は先述のように奈良時代のはじめには太子の七寺建立説話の中で使われていた。ただし、使用例はあくまで太子建立寺院の中だけであるから、あまり存在感はなく、奈良時代に広範囲で使われていたかどうかはわからない。私は太子の七寺建立説話は講経説話とともに、再建法隆寺を太子信仰の寺へ変貌させるために法隆寺僧が創作したものと考えているが、池後寺の名称は法隆寺を中心とした斑鳩地方だけで通用していた可能性が強いのである。

ところが、岡本寺の方は現実的で存在感がある。岡本寺の名がはじめて登場する正倉院文書の天平勝宝二年から天平宝字五年にかけての写経関係文書には、先述のように岡本寺（岡本禪院・岡本院）の名称があて先として何度も書かれている。このことからその当時岡本寺と呼ばれていた寺院が現実に存在していたことが確認できるし、また『日本霊異記』の記述からこの岡本寺は平群郡鶴村にあった尼寺で、太子の宮殿名に由来すると思われる。さらに『別当次第』では平安時代の後半から鎌倉時代にかけて、管理者たる法隆寺がつねにこの寺を岡本寺と呼んでいるから、この寺号が当時の呼び名であったことは疑いない。したがって、岡本寺という寺号は奈良朝から平安・鎌倉にかけて現実に使われていた名称ということになる。

そこで以上三つの寺号についてまとめると、この寺は奈良朝中期

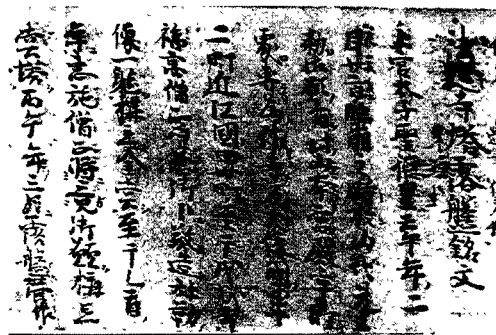
から平安鎌倉時代にかけては確実に岡本寺という名で呼ばれており、しかも太子の岡本宮に由来することからして、おそらく創建当初からの寺号と思われる。また池後寺の寺号は、天智九年（六七〇）の法隆寺焼失後、再建法隆寺が太子建立寺院から太子信仰の寺院へ変貌する過程で、法隆寺僧たちが創作した太子建立七寺の中で使われたものである。したがって斑鳩の法隆寺というごく限られた地域で呼ばれていたローカルのな名称であった。奈良朝以降も太子の建立説話の中でしか登場しないので、世間に流布していた寺号ではあるまい。最後に法起寺という法号は宝龜二年の『七代記』で太子建立八寺がそれぞれ法号と俗号という二種の寺号に統一されて記されたときがもともと古いから、このときまでには造作されていたのであろう。宝龜二年に登場したからといっても、平安時代には単独で法起寺の寺号がつかわれることはなかった。法起寺の名称は、鎌倉時代に顕真が法起寺塔露盤銘文と題して露盤銘全文を『聖徳太子伝私記』で紹介してから一般化したのではあるまいか。⁽⁸⁾

二、

法起寺の創立を伝える奈良朝以前の文献では、聖徳太子の七寺建立説話に書かれているものももとも古いが、聖徳太子が他の六寺とともに建立したというだけでいささか断片的なものであった。そこで本章ではすでに何度かふれた法起寺塔露盤銘文に注目したい。

これは顕真の『聖徳太子伝私記』上巻に全文が引用されているが、残念ながら現物はのこらない。そのほかでは註8で言及したように四天王寺僧の中明が嘉祿三年（一二二七）に撰した『太子伝古今目録抄』に、「又法起寺塔露盤銘云。上宮太子聖徳皇。壬午年二月廿二日崩。云云」と、冒頭のごく一部が引用されているだけである。つぎに顕真自筆の帖子本『聖徳太子伝私記』が引用する露盤銘全文を紹介したい。

図1 帖子本『聖徳太子伝私記』引用の法起寺塔露盤銘文



上宮太子聖徳皇、壬午年、二月廿二日臨崩之時於山代兄王勅御願、旨此山本宮殿宇即處專為作寺及大倭國田十二町近江國田井町至于戊戌年福亮僧正聖徳御分敬造彌勒像一軀構立金堂至于乙酉年惠施僧正將竟御願構立堂塔丙午年三月露盤營作」

ここに紹介した法起寺塔露盤銘はあくまで顕真が記したもので、さうらにいえば顕真自身が解説しようとして加点したものである。現物の銘文を写真撮影したり、また正確に書き写したものでないかぎり、



図2 法起寺三重塔

原銘通りとは断言できないのである。金石文の紹介は銘文採取者の見識次第で、誤字はおこるし誤解も生じる。この法起寺塔露盤銘文もどこまで原銘に忠実なのかはつきりしないため、関野貞氏のような否定論も発表された。⁽⁹⁾ここで一応銘文の伝えるところを記すとつぎのようになる。

聖徳太子は壬午年（推古三十年・六二二）二月廿二日に崩ずるとき、山代兄王に山本宮を寺とするよう遺言した。戊戌年（舒明天年・六三八）に福亮僧正が弥勒像をつくり金堂を建て、乙酉年（天武十四年・六八五）に恵施僧正が堂塔を建て、丙午年（慶雲三年・七〇六）に露盤をつくった。この銘文がいわんとするところを信ずれば、法起寺は太子在世中に建立されたのではなく、太子の遺願によって建てられ、太子の死後八十年を経てようやく完成したことに

なる。

さて、顕真が『聖徳太子伝私記』の中にこの露盤銘文を記すまでに如何なる経緯があったのか、まず露盤銘文の来歴について検討してみたい。露盤銘文の書かれていた法起寺の塔は今も斑鳩の矢田丘陵の南麓に立つ三重塔である。この塔が文献に登場するのは平安時代のことで、『别当次第』によると永保元年（一〇八一）二月七日に岡本寺の塔の基に官使が下り露盤の文を書き取ったという。ついで経尋律師が法隆寺別当在任中（一一〇九―一一二九）に九輪一口が盗まれ、地盤と覆鉢を取り下し、本寺すなわち法隆寺の倉に納め置いた。およそ百年後の鎌倉時代の天福元年（一一三三）十二月四日には聖霊院の鐘を鑄造して懸けたが、これは法隆寺の倉に保管していた伏鉢を改鑄したものの。同時に中門西の間の金口をはじめ懸けたというから、これも伏鉢の余った銅で改鑄したものであろう。⁽¹⁰⁾その後弘長二年（一二六二）六月十日には法起寺の塔の修理棟上げがおこなわれた。露盤はもとのものを用いたが、そのほかの九輪・伏鉢は京都の鍛冶がつくった。このように、法起寺三重塔の屋根高くのせられていた金属性の九輪や布鉢・露盤は、平安時代末から鎌倉時代初めに至る百四十年間塔頂にはなかったのである。

ところで、『别当次第』には法起寺の三重塔について九輪・地盤・覆（伏）鉢・露盤の語が記されていたが、いずれも塔の屋根の上に出ている心柱（刹柱）に取り付けられている金属部分の名称である。現在では金属部分全体を相輪と呼んでいるが、この金属部分の呼び

名は時代とともに変わり、古くは全体を露盤とも呼んでいた。露盤とは承露盤の略称で、中国では清露を承ける盤（さら）であった。ところがインドのスツーパーの上に付された傘蓋（かさ）を見た六朝時代の中国人は、その形状が露盤と同じであったことから、但し形状が同じでも用途は上下が完全に逆であるが、仏塔の上の傘蓋を露盤と呼ぶようになった。⁽¹¹⁾ところが、インドには法輪つまり輪相を付した仏塔もあったようで、やがてそれは相輪、九つあるので九輪とも称された。わが国では九輪のついた仏塔が主流となったが、傘の名残である露盤の語も伝えられていた。しかしわが国に伝来した当時、すでに露盤本来の意味は忘れられ、鐘盤と書かれることもあった。鐘にはヒドコ・ヒバチ・オホガメ等の訓みがあるから、古人は現在伏鉢と呼ぶ部分をロバンと想定していたのかもしれない。現在狭義には伏鉢の下の箱状の部分を露盤と称しているが、『別当次第』が露盤・地盤と記すのはこの部分かもしれない。

そこで顕真の登場となるが、荻野三七彦氏の研究によると顕真の法隆寺における活動期間は天福（一一三三）・文曆（一一三四）・嘉禎年間（一一三五～三八）以後のおよそ三十年間のことというから、⁽¹²⁾天福元年にそれまで法隆寺の倉に納め置いていた法起寺塔の伏鉢を鑄潰し、聖霊院の鐘に改鑄した経緯を承知していたことになる。その顕真が『聖徳太子伝私記』に、永保元年の官使による法起寺塔露盤銘文の書き取りについて記したあとに、いささか興味深いことを記しているのである。それは「其露盤銘文奥在之、仍不書」とある。

すなわち、顕真は百五十年前の官吏の露盤銘文書き取りについて記した時点すなわち『聖徳太子伝私記』を書いた嘉禎四年（一一三八）の時点で、その露盤銘文、換言すれば露盤銘の陰刻されている露盤は法隆寺の倉の奥深くにあるから、ここには書けないといっているのである。もしもその通りなら、経尋律師の別当在任中に法起寺の塔から下して法隆寺の倉に納め置いたのは地盤と伏鉢の二つであり、伏鉢の方はすでに天福元年（一一三三）に鑄潰して存在しないから、銘文の刻られていたのは当時地盤と呼んでいたものになる。『別当次第』は弘長二年（一一六二）の法起寺塔の修理棟上げのとき、露盤はもとのものを用いたと記すから、このもとの露盤が法隆寺の倉に納め置いていた地盤であることはいうまでもない。ところが、法起寺三重塔を明治に修理した関野貞氏は露盤は当初のものとしたが、そこに銘文は刻られていなかった。⁽¹⁴⁾しかし最近の修理調査ではこれも後補のもので、相輪部すべてが当初のものから替えられていることが判明した。⁽¹⁵⁾したがって、銘文が刻られていたのは『別当次第』が地盤あるいは露盤と記す部分で、それは伏鉢の下の箱状の部分を指していたのであろう。

ところで顕真は先述のように、『聖徳太子伝私記』で法起寺の露盤銘文は倉の奥にあるから書けないと弁解しながら、別のところでは露盤銘文の全文を引用している。これは現物の露盤からではなく、すでに写し取られていた銘文を探し出し、それを書き取ったのであろう。たしかに顕真自筆の帖子本『聖徳太子伝私記』の露盤銘文に

は文意の通じ難い部分や不自然な言回しがあって、顕真自身の誤りとも思えない、おそらく顕真の実見した銘文の写しがすでに何度かの転写を経ていることを想像させるのである。それ故、この顕真自筆の露盤銘文には厳正なテキストクリティークが必要となる。現在までにこの露盤銘の復原に関して画期的な見解を発表したのは會津八一氏であった。⁽¹⁶⁾以下に會津説を紹介したいが、より理解しやすくするために、今一度顕真自筆の露盤銘にアルファベットと傍線を付した。

上宮太子聖德皇壬午年二

月廿二日臨崩之時於山代兄王

勅御願旨此山本宮殿字即

處專為作寺及大倭國田十

二町近江國田州町至于戊戌年

福亮僧正聖德御分敬造弥勒

像一軀構立金堂至于乙酉

年惠施僧正將竟御願構立

堂塔丙午年三月露盤營作

會津氏は、露盤銘の傍線Aの「此山本宮」の「此」と「山」はもとも一字で「岡」だという。というのも中国でも、またわが国では鎌倉時代前後までは「岡」の両側の堅棒は下までひかないで「出」と書いていた。「出」の上の部分「𠂔」が「此」に、下の「山」はそのままだに、つまり一字が二字に分解したのだというのである。たし

かに岡を出・𠂔と書く例は枚挙に遑が無いほどで、先の『別当次第』も岡本寺をすべて「𠂔本寺」と書いている。一度書き取られた文字が崩し書きであると、つぎにこの文字を書写するとき往往にして見間違え、一字が二字に、そのまた逆の二字が一字となることは間あることである。山本宮はいずれの文献史料にも記されていない宮殿名のため、明治以来多くの先学を悩ましてきたが、岡本宮なら聖德太子が法華経を講説した岡本宮で誰もが納得できるのである。

Bの「即處專」の三字は従来から顕真自筆の露盤銘に付された加点のままに、「即ち處、専ラナリ」と訓んでいたが、これでは如何なる意味なのか不明である。會津氏は、「即ち」の「ち」は「キ」を誤つたもので、「即處」は「處ニ即キ」と訓み、「ソノママ」の義、また「専ラ」は当初「傳テ」とあったのを、「テ」は「ラ」に見間違えら、さらに人扁まで脱落したもの。それ故Bの三字は「處に即キ、傳テ……」と訓むべきという。

また、C「為作寺」の「為」と、F「將竟御願」の「將」はその草書体が似ていることと、顕真自筆の露盤銘に付されている加点を見ると、「為」には「ス」、「將」には「ニ」、さらに「作」には「サント」、「竟」には「ンガ」とあることを合せ考え、Cの「為」とFの「將」を入れ替えて「將ニ寺ト作サントス」、「御願ヲ竟エングガニ」と訓む。この加点は顕真以前に誰かが訓み下そうとしていた証拠であろうし、そう訓み下すためにはその時「為」と「將」は入れ替っていなければならないのである。

さらに、Dの「及」は誰もが訓める文字でありながら、意味がとれない文字であった。會津氏は、Aの「此山」とは逆に「及」は「乃入」の二字を誤って一字にしたもので、D以下を「乃チ大倭国ノ田十二町、近江国ノ田卅町ヲ入ル」と訓む。Eの「聖徳御分」は、まず「聖徳皇」から「皇」が脱落したのではないかという、また「御分」は現在俗語にも用いられているが、上代では資財帳などに「阿弥陀分」「寺主分」「功德分」「法分」という用例があるから何等問題はないと、この語句に疑問をもつ人に答えている。Gの「堂塔」は当初「寶塔」とあったものを、略体の「宝」と「堂」の行書・草書がともに近い形をもつために誤写されたものという。中国の古い習慣では「塔」といい捨てにすることはなく、「塔婆」「浮図」「寶塔」と書き伸して体裁や口調を整えてきたし、わが国でも「寶塔」の用例が多いことを合せ説いた。

以上の會津説はこの露盤銘文を偽作とする根拠にもなっていた読解困難な箇所に対して、きわめて有効な解決策を提示したのである。この會津説を積極的に評価したのは町田甲一氏⁽¹⁸⁾だけだが、いまだに會津説を超える研究は発表されていない。それ故、つぎに會津氏が復原した法起寺塔露盤銘とそれに付した加点を紹介したい。

上宮太子聖徳皇壬午年二月廿二日臨崩之時、於山代兄王勅御願旨、岡本宮殿宇既處傳將作寺。乃入大倭國田十二町、近江國田卅町。至于戊戌年、福亮僧正聖徳皇御分敬造彌勒像

一 軀構立金堂。至于乙酉年、惠施僧正爲竟御願構立寶塔。丙午年三月露盤營作。

この露盤銘文の文体は、法隆寺金堂の釈迦三尊像の光背銘文のよ
うな漢文体とは異なつた印象を与える。もちろん漢文表記もあるが、
たとえば「即處」や「御分」「露盤營作」等は古代の日本語表記
をしのばせるものかもしれない。また紀年は「壬午年」「戊戌年」「乙
酉年」「丙午年」と、いずれも六・七世紀の用例である干支だけで書
かれ、『日本書紀』の天皇の在位年で表記する年立てはまたここには
見えない。最後の露盤がつけられた「丙午年」は慶雲三年（七〇六）
にあたる。慶雲という元号を使わないで干支の丙午を使用している
のは、この露盤銘が新しい紀年法たる元号が登場して大宝から慶雲
元年・二年・三年へと進んでも、依然としてそれまでの紀年法をそ
のまま使用できる時代に成立したことを想像させるものである。お
そらく『日本書紀』の年立ての影響もまだ受けない、換言するとこ
の露盤銘文は露盤がつけられた丙午年（慶雲三年・六〇七）に成立
したと思われる。

そこで本章では、この露盤銘文に書かれている法起寺の発願から
その造営について検討してみたい。

三、法起寺の発願と造営

法起寺塔露盤銘文によると、法起寺は壬午年（推古三十年・六二二）の聖徳太子の山背大兄王に対する遺願によって、岡本宮の建物をそのまま寺とすることになった。そこで大和国の田十二町と近江国の田三十町が寺の経営維持にあてられた。遺願から十六年後の戊戌年（舒明十年・六三八）になって、福亮僧正は太子のために弥勒像一躯をつくり、金堂を構立した。さらに四十七年後の乙酉年（天武十四年・六八五）になって、惠施僧正は太子の遺願を成就すべく宝塔を構立し、二十一年後の丙午年（慶雲三年・七〇六）に露盤をつくった、すなわち塔が完成したというのである。

発願から完成まで八十四年も長期間にわたっているが、二・三十年は要した上代寺院の造営期間の中ではほとんど例がないほど長い。もともと当初は岡本宮の建物をそのまま寺としたため、大陸伝来の本格的な仏教建築を建立する計画はなく、その後福亮僧正の登場で本格的な仏教建築が計画されたのかもしれない。しかしそれからにしても、六十八年間という造営期間はやはり長い。経済的に厳しかったことが想像できるのである。

露盤銘文では太子の長男山背大兄が遺願を受けたことになっており、山背大兄が本格建築の建立を意図した形跡はない。おそらく山背大兄は父太子の遺願通り、岡本宮を岡本寺に、いかなれば看板替

えをしただけなのであろう。しかしそれでも本尊は必要であるから、山背大兄は岡本宮の建物にふさわしい念持仏のような小さな仏像を用意したと思われる。もちろん太子生前に岡本宮にはすでに太子礼拝の念持仏があったなら、それが岡本寺の本尊になったのかもしれない。岡本寺の本尊としてはいずれの場合も小さな念持仏のような仏像が想像されるが、私は法起寺伝来の小さな銅仏の菩薩立像を考えている。

この像はわずか二十センチの立像で、台座まで一鑄の蠟型による無垢像である。全身に火をかぶり、とくに頭部から上半身にかけては彫りがあまくなったようにただれており、心もち首を右にかしげているのも火中のためであろう。この像は一見して止利式仏像の特色をもつ仏像のように見える。しかし止利式仏像の重厚で厳格な正面観照の作風とくらべると、この像は細見で弱々しく、貧相という印象が強い。両脇をしぼった胴は、上から下までほぼ同じ大きさの止利式仏像とは根本的に異なる。後方にひるがえる天衣は側面観を意識したもので、どこまでも左右に力強く張り出していた止利式仏像の正面観照の天衣よりも一歩進んでいる。天衣が膝前で交叉する位置も止利式仏像のそれより高い。左右二箇所ずつある垂髪は、腕の部分も単なる突起物の表現となっているから、作者はその本来の形の意味を理解していない。また複弁の反花蓮華座も止利式仏像のものにはほとんど見られない。このように、この菩薩立像はいまだ止利式仏像の特色をのこしているが、それはすでに相当形骸化した



図3 法起寺菩薩立像
(正面)



図4 法起寺菩薩立像

もので、しかも止利式仏像には見られない要素やさらに一歩進んだ造形感覚が加わったものといえる。止利様式の多様性を見る思いがあるが、止利式仏像の完成期を法隆寺金堂の釈迦三尊像がつくられた推古三十一年（六二三）ごろとするなら、それ以降の推古朝から舒明・皇極朝ころの制作ではあるまいか。

こうした岡本宮の建物をそのまま使って成立した岡本寺、つまり初期法起寺の様相が一変するのは福亮僧正が登場してからのことであつた。それまでの宮殿建築に代つて、本格的な仏教建築を建てそれにふさわしい本尊も計画されたのである。露盤銘文によると六三八年に福亮僧正が「構立金堂」、六八五年に恵施僧正が「構立寶

塔」と、二度にわたつて構立の語を使用している。古代の仏教建築の造営における構立の用例はめづらしく、この露盤銘文では恵施僧正が宝塔を構立してから二十一年後の七〇六年露盤をつくる、つまり七〇六年はこの塔の最終完成であろうから、六八五年の構立はすくなくとも宝塔の建築の完成を意味することはあるまい。それでは建築工事の着手のことであろうか。

構にはかまえる・おこす・なす等の訓みがあるが、『法王帝説』の裏書には山田寺の造営次第が記されていて、そこにも癸亥年（天智二年・六六三）「構塔」と、構の文字が使われている。これについてはかつて別稿で詳述したが、今一度述べると以下のごとくである。

すなわち、癸亥年「構塔」につづいて、癸酉年（天武二年・六七三）十二月十六日「建塔心柱」、丙子年（天武五年・六七六）四月八日「上露盤」と書かれている。『法王帝説』裏書によると、山田寺では塔の心柱を建てた六七三年の十年前の六六三年にすでに塔を構えていたといふのである。構塔を塔造立の意に解したのは保井芳太郎⁽²¹⁾・たなかしげひさ⁽²²⁾両氏で、保井氏によると山田寺では十年を隔てて二度も塔がつくられていて、塔が一つの四天王寺式伽藍配置の山田寺址と明らかに矛盾する。たなか氏はこの矛盾をさけるために、六六三年の造塔と六七三年の造塔とは別寺であると主張した。また石田茂作氏⁽²³⁾と斉藤孝氏は造塔工事の着手と考えているようだが、着手が具体的に如何なる工事を指すかについては説明していない。最近では川越俊一・工藤圭章氏が「塔の造営が計画された」とことと

解釈している⁽²⁵⁾。一つの寺院を建立するとき、そこに如何なる堂塔を建てるのかを計画するのは当然で、実際に金堂を建てた後にはじめて塔造立が計画されたとの見解にはいささか現実味がない。以上の先行解釈のいずれにも同意できないが、この構塔についてはすでに戦前、小杉一雄氏が明快に解釈していた⁽²⁶⁾。小杉氏によると、六朝時代の木造塔の造立に際しては、まず小木柱を立て（打刹）、そこが塔建立の地点（塔基）であることを表示し、読経その他の仏教行事をおこない、その後基礎工事がはじめられ、本格的な建築工事に着手するという。そこで小杉氏は、山田寺の構塔を六朝以来の伝統であった塔基表示の仏教行事と解し、六六三年にはとりあえず塔基を表示することだけにし、十年後の具体的な起工を俟ったものというのである。このように解すればこそ、『法王帝説』裏書の山田寺の造営次第が矛盾なく理解できるのである。

私見によると、山田寺の塔基表示は以下のような理由でおこなわれた。すなわち、山田寺の願主の蘇我倉山田石川麻呂が冤罪で横死を遂げたため、山田寺の造営工事は金堂の完成後、頓坐していた。そこで、のこされた山田寺の僧侶や天智妃である石川麻呂の女やその皇女たちの熱意に動かされた天智天皇は、石川麻呂を死に至らしめたという後ろめたさもあって、六六三年の白村江の敗戦を機に、とりあえず塔基表示（打刹）の仏教行事だけをおこなったのである。

ところが、その後の不穏な国際関係のために、本格的な造塔工事の着手は事実上不可能であった。天智崩御後は壬申の内乱のために

工事はさらに延引した。しかしながら、六七三年大海人皇子は即位して天武天皇に、石川麻呂の孫たる鷗野皇女は皇后となり、新たな権力が形成されると、この年の十二月十六日に山田寺では塔の心柱が建てられた。石川麻呂の横死以来長期間中断していた山田寺の造営工事はここに再開した。見せ掛けの工事開始ともいえる塔基表示の打刹という仏教行事の挙行からでもすでに十年を経ていたのである。

打刹という塔基表示の行為は一見造塔工事の開始を思わせるものだが、実の所は見せ掛けの工事開始であった。小杉氏によると六朝時代でもそれは同じで、北魏の洛陽では空地に刹だけを立てて具体的な建築工事に着手しないものは寺の数に含めなかったという。六朝時代の仏教寺院の造営は仏塔の建築工事からはじめていたが、その工事開始を告げるのが打刹であった。しかるに打刹はすでに六朝時代に悪用されたが、わが国では寺院造営が軌道にのる七世紀に山田寺の造営において、六朝以来の打刹がおこなわれたことを知るのである。

さて、仏教建築の造営における構の文字は六朝以来伝統の塔基表示のための打刹を意味し、今風にいえば地鎮祭あるいは起工式のごときもので、工事の開始を告げるものであった。法起寺塔露盤銘文によると、法起寺塔の三重塔は六八五年に構立、つまり打刹という三重塔の起工式を挙行したのであった。岡田英男氏は法起寺三重塔と法隆寺五重塔を比較し、法起寺三重塔の計画ないし着工は五重塔

よりかなり年代を降して考えねばならず、六八五年の着工とみるよりは、持統朝後半ごろの着工とみる方がよさそうと述べている。⁽²⁷⁾ 岡田氏は小杉説を承知していなかったようで、従来通り構立を工事の開始、着工と解した。しかし、建築そのものを検討すると法起寺三重塔は六八五年の着工ではなく、かなり遅れると、岡田氏はいうのである。

ここで先ほどの小杉説を援用するなら、六八五年は三重塔の打利で、あくまで塔基表示のための仏教行事をとりあえずおこなったにすぎなかったのである。それは私のいう見せ掛けの工事開始ともいえた。後述するが、種々の理由で工事ははじまることもなく、岡田氏によると持統朝（六八七―六九七）の後半になって、やっと設計がなされ、工事ははじまったのである。換言すれば構立が六朝以来の塔基表示の打利を意味するという小杉説を法起寺三重塔の建築様式が立証しているのである。

このように、山田寺や法起寺の塔の場合、構や構立は打利と解することができたが、法起寺塔露盤銘文には金堂の造営に対しても構立の語が使われている。塔の構立も金堂の構立も、ともに同じ銘文作者が記している以上、二つの構立は同じ意味で使われていることになる。おそらく当初わが国で承知していた構や構立は塔の打利、つまり塔の起工式のごとく理解されていたが、やがて仏教建築のいずれの堂宇の起工式にも使われるようになったということであろう。したがって、法起寺の金堂の場合も六三八年になって福亮僧正が聖

徳太子のために弥勒像をつくり、金堂を造営することを決意したが、この六三八年にとりあえず金堂の起工式をとりおこなったということになる。もちろん現実の工事開始はこれより後で、露盤銘文が金堂の完成について何も語らないのは工事開始も完成も相当遅れたからであろう。露盤銘文の記述から法起寺の造営工事がかなり難航していた様子を汲み取ることができるのである。

さて、法起寺の三重塔は露盤銘文によると六八五年に恵施僧正によってとりあえず打利という起工式がおこなわれ、七〇六年に完成したというから、工事の開始まではかなりの期間があった。というのも、私見によると上代寺院の堂塔一つの建立期間は平均四・五年ほどであるが、⁽²⁸⁾ この三重塔の完成時の七〇六年から逆算すると、工事開始は七〇一・二年、すなわち大宝元年・二年ごろであった。すでに「はじめに」でも記したが、斑鳩地域に建つ再建法隆寺・法起寺・法輪寺の三つの造営工事に従事した造寺工たちは斑鳩地域というローカル色の強い建築をつくっていた。換言すれば三つの寺院の造寺工たちはいずれも共通していたのである。⁽²⁹⁾

したがって、法起寺三重塔造営の手順も再建法隆寺と法輪寺の造営工事と微妙にからんでくるが、私は以下のようなものであったと考えている。

天智九年（六七〇）四月に法隆寺は焼失するが、『補闕記』によると再建を前に法隆寺は寺地問題で紛糾したため、百濟聞師・円明師・下水君雑物は法輪寺の造営に参加した。⁽³⁰⁾ この時期、法輪寺では

宮室式寺院をあらためて本格的仏教建築に建て替えていたときで、百済開師たちは当時造営中であった法輪寺の金堂の工事に従事したものとされる。『補闕記』のいう寺地問題を二・三年で解決した法隆寺は現在地に再建することになったが、その南北中軸線の方位は西に三度ふれていて、焼失した創建法隆寺たる若草伽藍の西に二十度ふれた方位とは十七度の差があった。先述のように上代寺院の堂塔一つの造営期間を考慮すると、再建法隆寺の金堂は天武八年（六七九）の食封停止の前には何とか完成していた。

天武政権の政策によって、法隆寺の食封が停止されると、再建工事は中断する。この工事の中断中に、法起寺では三重塔の起工式がとりあえずおこなわれた。その後持統朝の半ばになると法隆寺では財政的基盤が整ったのか、十年以上も中断していた工事が再開され、五重塔が建立されるが、壁や戸口部材をとりつけないまま長期間放置される。⁽³²⁾この間に工事はじまったのが法輪寺の三重塔で、法輪寺でも金堂の完成から長期間工事が中断していた。これは法輪寺造営の造寺工と再建法隆寺の造寺工が共通していたからと思われる。さらに、法起寺の造寺工も共通していた。⁽³³⁾

ところで法起寺塔露盤銘文によると、舒明十年（六三八）福亮僧正によって本格的な仏教建築の金堂の起工式がおこなわれた。法起寺の発掘では前身遺構の存在が確認され、しかも火災をうけていた。⁽³⁴⁾この前身遺構が露盤銘文のいう岡本宮であろうが、聖徳太子没後に法起寺と看板替えしていた建物が焼失したため、それが契機となり

福亮僧正による本格建築建立が計画され、舒明十年金堂の起工式がおこなわれた。おそらく完成は孝徳朝（六四四～六五五）後半の七世紀半ば過ぎのころではあるまいか。この金堂に安置された本尊弥勒像も金堂の完成にあわせてつくられたのであろう。もちろんこの弥勒像は現存しないが、制作時代を考慮すると菩薩像なら中宮寺の菩薩半跏思惟像を、如来像なら法輪寺の木彫薬師如来座像のような仏像を想像できる。なお露盤銘文には講堂の記述はないが、発掘調査によると基壇の大きさが確認されている。講堂の造営は斉明朝（六五五～六六一）の後半から天智朝（六六一～六七二）のはじめごろではなからうか。私はこの法起寺金堂と講堂を建立した造寺工たちが天智朝の後半ごろに宮室式仏殿から本格的な仏教伽藍へ建て替えを計画していた法輪寺へ請われ、天智朝末ごろから金堂の造営に従事していたが、天智九年に法隆寺が焼失し、再建工事はじまるとその造営事業に参加したと考えている。

先述のように、再建法隆寺では金堂を完成させた後の天武八年に食封が停止されて再建工事は中断するが、その間の天武十四年に法起寺三重塔の起工式がおこなわれた。持統朝（六八六～六九七）の後半にやつと再建法隆寺の五重塔の工事はじまると、斑鳩の寺院建立は俄然槌音がはげしくなる。五重塔は建立後壁や戸口の部材を取りつけないまま長期間放置されたが、その間つまり文武朝（六九七～七〇七）の前半に法輪寺の三重塔が建てられ、さらに大宝元年・二年ごろに起工式しかしていなかった法起寺三重塔の工事は

じまり、慶雲三年に完成する。その後、法隆寺五重塔が最終仕事を終え、中門・回廊が建てられ、和銅四年（七一）には五重塔初層安置の塑像群と中門安置の仁王像がつくられているから、それまでには再建法隆寺もほぼその全容をあらわしていたと思われる。もちろん法起寺・法輪寺でも八世紀のはじめにはそれぞれの伽藍は完成していたのであろう。

こうしてみると、天武八年の食封の停止以来中断していた法隆寺の再建工事が持統朝の後半に五重塔の造営着工で再開するや、つぎは法輪寺三重塔、さらに法起寺三重塔と造営工事が連続する経過はたしかに窮屈といえよう。まるで三つ巴の仏塔建立競争で、ゴールに向って我武者羅に突き進むようであるが、天智九年の法隆寺の焼失、法起寺三重塔の天武十四年の打刹と慶雲三年の完成、また法隆寺五重塔↓法輪寺三重塔↓法起寺三重塔という建築様式の流れを考慮すると、このような窮屈な造営経過になるのである。

なお、年輪年代学の光谷拓実氏の研究によると、法起寺三重塔の心柱の最外年輪は西暦五七二年、つまり敏達元年に形成されたものであることが確認できたとい⁽³⁵⁾う。法起寺三重塔は明治三十年（一八九七）から三十一年（一八九八）の解体修理のとき、腐朽していた心柱の根元約四五センチ分を切断したが、その切断部分が保存されていた。約七〇センチの八角形の、ほぼ中央に樹心をもつ心持ち材で、その年輪幅を檜の暦年標準パターンと照合した結果、最外年輪は五七二年に形成されたというのである。先述のように法起寺三重

塔は天武十四年（六八五）に起工式がおこなわれ、大宝元年（七〇一）二年（七〇二）ごろに工事がはじまり、慶雲三年（七〇六）に完成する。すると法起寺三重塔の心柱は原木の周囲から百年以上の年輪部分を除去して仕上げていることになり、光谷氏は「はたしてそうであろうか」と疑問視している。

これについてはすでに私見を述べているが、今一度記すと以下のごとくである。わが国における大陸伝来の仏教建築を建てる造寺工の養成は、敏達六年（五七七）の百済の造寺工の来日以降のことで、檜材が多く伐採されたのも当然ながら敏達六年以降のことであった。法起寺三重塔の心柱の最外年輪は敏達元年というが、これはあくまで心柱に加工したときの最外年輪であって、この年に伐採したわけではあるまい。というのも原木の周囲を除去して八角形の心柱に加工したとき、年輪五年分ほどが除去されたのであれば、敏達六年の百済の造寺工の来日後ということになるからである。

おそらく、敏達六年に百済の造寺工が来日し、わが国の見習工の養成がはじまると教材となる檜材がつきつきに伐採された。見習工たちは仏教建築の実物大の部材をつくることから仏教建築の技法を習得していったが、そのとき使われずに保存されていた檜の原木もあった。これが法隆寺心柱の場合と同じく百年以上も経た天武朝の末に日の目を見て、⁽³⁸⁾法起寺三重塔の心柱として使用されたのである。法隆寺法起寺両者に共通することは仏塔の建立がまたれていたころ、経済的にきわめて厳しかったことである。

むすび

法起寺は聖徳太子の遺願によって岡本宮をそのまま寺にしたもので、当初は太子の念持仏を本尊にしていたと思われる。その建物が焼失したことから、本格的仏教建築を建て、あらたな本尊弥勒像をつくったのが福亮僧正であった。本格建築の金堂・講堂の造営に従事した造寺工たちは法輪寺、再建法隆寺の造営にも参加し、いかなれば斑鳩地域のローカル色の強い建築をつくっていたのである。

もともと彼らはわが国初の本格伽藍の寺院である飛鳥寺の造営を担当した造寺工の流れを引く。飛鳥寺を建立した造寺工は推古十五年（六〇七）法隆寺が発願され⁽³⁹⁾とその造営に従事し、法隆寺の工事が峠を越す推古二十八・九年（六二〇・一）ごろ四天王寺が発願⁽⁴⁰⁾されると、その主力は四天王寺へ移った。やがて法隆寺を完成させた造寺工たちはそのまま斑鳩の地にのこり、つぎは中宮寺の造営に参加する。

この斑鳩の地で中宮寺を造営した造寺工が福亮僧正の計画した法起寺の金堂、さらに講堂の建立を担当したあと法輪寺の造営を、最後は再建法隆寺・法輪寺・法起寺の仏塔をつぎつぎに、しかも俄武者羅に建ててゆくのである。新川登亀男氏によると法隆寺の最終仕上げである和銅四年の塑像の完成は平城遷都にあわせたものという⁽⁴¹⁾。持統朝後半からの仏塔の建立競争も窮屈な造営経過も、すべて和銅

三年（七一〇）の平城遷都を睨んだものであれば納得できるのである。

註

- (1) 拙稿「再建法隆寺と釈迦三尊像」〔佛教藝術〕二二四・平成八年。
- (2) 家永三郎「上宮聖徳法王帝説の研究 増訂版」三省堂 昭和四十五年。
- (3) 造東大寺司牒案（卷之十一ノ一七六頁）。
- (4) 造東寺司權納経并未返経論注文（卷之十一ノ四四九頁）。
- (5) 間写経本納返帳（卷之九ノ六二二頁）、造東大寺司牒（卷之十三ノ二二頁）、造東大寺司牒案（卷之十三ノ二二五頁）、奉写一切経所解牒案等帳（卷之十五ノ二六頁）。
- (6) 『新抄勅格符抄』には「岡本寺。百戸宝龜年五十戸。因體五十戸。白壁天皇」と書かれている。
- (7) 拙稿「再建法隆寺と釈迦三尊像——太子信仰の成立——」〔佛教藝術〕二二四号・平成八年。
- (8) 頭真より前の嘉祿三年（一二二七）に四天王寺の中明も『太子伝古今目錄抄』の中で「法起寺塔露盤銘云上宮太子聖徳皇壬午年二月廿二日崩云々」と記しているが、露盤銘全文と引用しているわけではない。
- (9) 関野貞「法起寺法輪寺両三重塔の建築年代を論ず」〔建築雑誌〕二二三号・明治三十八年。
- (10) 『法隆寺雜記』には「天福元年癸巳十二月四日未時、於食堂之前、聖靈院内鐘鏜了。以西金口鏜了。勸進隆詮行事蹟□云々。」と書かれている。
- (11) 小杉一雄「仏塔の露盤について」〔美術史研究〕九・昭和四十七年。後に小杉著「中国仏教美術史の研究」（新樹社・昭和五十五年）に所収。
- (12) 荻野三七彦「聖徳太子伝古今目錄抄の基礎的研究」法隆寺・昭和十二年。
- (13) 荻野前掲著書（註12参照）。
- (14) 関野前掲論文（註9参照）。

- (15) 奈良県文化財保存事務所『国宝法起寺三重塔修理工事報告書』昭和五十年。
- (16) 會津八一「法起寺塔婆露盤銘文考」(『東洋学報』一九一・昭和六年)後に會津著『法隆寺法起寺法輪寺建立年代の研究』(東洋文庫・昭和八年)に所収。
- (17) 喜田貞吉「法起寺及法輪寺塔婆建築年代考」(『歴史地理』七一五・明治三十八年)。
- (18) 町田甲一「法起寺の歴史」(『大和古寺大観』一・岩波書店・昭和五十二年)。
- (19) 拙稿「飛鳥寺の創立に関する問題」(『佛教藝術』一〇七・昭和五十一年)。
- (20) 拙稿「山田寺造営考」(『美術史研究』一六・昭和五十四年)。
- (21) 保井芳太郎『大和上代寺院志』大和史学会・昭和七年。
- (22) たなかしげひさ「『上宮聖徳法王帝説』裏書の浄土寺・山田寺別寺説」(『佛教藝術』九九・昭和四十九年)。
- (23) 石田茂作「各説飛鳥時代寺院址の研究」聖徳太子奉讃会・昭和十一年。
- (24) 齋藤孝「興福寺藏旧山田寺仏頭について(上)——奈良時代彫刻発生の問題——」(『史迹と美術』二八八・昭和三十三年)。
- (25) 川越俊一・工藤圭章「山田寺金堂跡の調査」(『佛教藝術』一二二・昭和五十四年)。
- (26) 小杉一雄「六朝及隋代における塔基の表示に就いて」(『中央美術』一三・昭和九年)。後に小杉前掲著書(註11参照)に所収。
- (27) 岡田英男「三重塔」(『大和古寺大観』一・岩波書店・昭和五十二年)。
- (28) 拙稿(註19参照)。
- (29) これについては拙著『斑鳩の寺』(『日本の古寺美術』15・保育社・平成元年)の「三、法輪寺」や註(一)の拙稿ですすでに述べているが、この小論では法起寺の造営を考慮したものにした。
- (30) 『補闕記』には「斑鳩寺被災之後、衆人不得定寺地、故百濟入師率衆人、合造葛野峰岡寺、合造川内高井寺、百濟聞師・円明師・下水君雜物等三人、

法起寺の発願と造営

- 合造三井寺」とある。
- (31) 林南寿「法輪寺の創立と木彫像の制作時期について」(『南都仏教』七一・平成七年)。
- (32) 浅野清「法隆寺建築綜観」(便利堂・昭和二十八年)。
- (33) 前掲拙著(註29参照)。
- (34) 中村喜寿・稲垣晋也「法起寺の発掘成果」(『奈良県観光』四八・昭和三十五年)。
- (35) 光谷拓実「年輪年代法と文化財」(日本の美術四二一・平成十三年・至文堂)。
- (36) 拙稿「法隆寺五重塔心柱伐採年の意義」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四七輯・平成十三年)。
- (37) 拙著「飛鳥の文明開化」(吉川弘文館・平成九年)。
- (38) 拙稿(註36参照)。
- (39) 拙稿「薬師銘の成立と創建法隆寺」(『東洋美術史論叢』雄山閣出版・平成十一年)。
- (40) 拙稿「四天王寺の発願と造営」(『風土と文化』創刊号・平成十二年)。
- (41) 新川登亀男「平城遷都と法隆寺の道」天平十九年「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳を読む」(『奈良・平安期の日中文化交流』・農山漁村文化協会・平成十三年)。

〈付記〉本小論は早稲田大学特定課題研究(「法起寺の発願と造寺造仏について」・二〇〇〇A—〇四九)の成果の一部である。